

令和6年度第3回朝霞市特別職報酬等審議会次第

日時 令和6年10月7日(月)

午後2時

場所 市役所別館2階 第1委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) 答申案について

3 閉 会

令和6年10月7日

朝霞市長 富岡 勝則 様

朝霞市特別職報酬等審議会  
会長 佐野 昌夫

朝霞市特別職職員の報酬等の額について（答申）  
令和6年9月25日付け朝職発第265号で諮問のあった事項に  
ついて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書 (案)

朝霞市特別職報酬等審議会

答

申

令和6年9月25日に諮問のあった特別職の報酬等の額及び政務活動費の額については、次のとおり措置されることが適当である。

記

1 諮問事項に対する結論

(1) 朝霞市議会の議員の議員報酬の額

	改定後	現行
議長	477,000円	473,000円
副議長	416,000円	412,000円
常任委員長	404,000円	400,000円
議会運営委員長	404,000円	400,000円
議員	393,000円	390,000円

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

	改定後	現行
市長	939,000円	930,000円
副市長	795,000円	788,000円
教育長	729,000円	722,000円

(3) 朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額  
当分の間、据え置くことが適当である。

(4) (1)～(3)について、改定の必要がある場合、その実施時期は、  
いつからが適当か。

(1)及び(2)については、令和7年4月1日。

2 その他の事項への意見

(1) 議会の議員の期末手当の支給月数

当分の間、据え置くことが適当である。

## 説明

当審議会は、令和6年9月25日、朝霞市議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職の報酬等」という。）並びに議会の会派若しくは議員の政務活動費（以下「政務活動費」という。）の額に関し市長の諮問を受け、公平かつ妥当な結論を得るべく慎重に審議を重ねた。

審議においては、多様な立場から委嘱された委員により、県内及び全国の人口類似市（人口11万人～15万人）及び近隣市（志木市、和光市、新座市）の特別職の報酬等の額の状況をはじめ、過去における特別職の報酬等の額の改定経過、財政状況などの資料を検討し、市長等の職責や本市の財政状況なども加えた多角的な観点から率直な意見交換が行われた。

なお、審議を円滑に行うために、諮問事項の審議の順番については、先に（2）市長、副市長及び教育長の給料の額について審議を行い、その後、議会の議員に関する諮問事項の審議を行った。

### 1 諮問事項に対する結論

#### （1）朝霞市議会の議員の議員報酬の額

審議の中では、先に審議した市長、副市長及び教育長の給料の額の引上げ方針を踏まえ、議員の議員報酬の額についても引き上げる方向でまとまった。

引上げ幅については、本年度の人事院勧告を受けて、議員報酬の額と比較的に近い本市係長級職員の給料の額が約1.6%の引上げと見込まれることから、これに準ずるべきという意見があったが、市政の二元代表制におけるバランスを考慮すべきという意見もあり、市長、副市長及び教育長の給料の額と同率で引き上げるべきという意見が多数を占めたことから、1.0%の引上げを行うことが適当であるという結論に至った。

#### （2）市長、副市長及び教育長の給料の額

審議の中では、市長、副市長及び教育長は常勤的な就労形態であり、土日祝日に開催される行事への出席や、災害時の対応を求められることを考慮すべきであるという意見や、本年度の人事院勧告を受けて、一般職職員の月例給の引上げが予定されていること、物価高騰等の影響も考

慮する必要があるという意見などを踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料の額を引き上げる方向でまとまった。

引上げ幅については、県内及び全国の人口類似市の給料額の平均値を参考に引き上げるべきという意見や、物価高騰等の影響を受け、厳しい経済状況におかれている市民の感情に配慮し、大幅に引き上げるべきではないという意見もあったが、本年度の人事院勧告を受けて、本市部長級職員の給与額が1.05%の引上げと見込まれることから、1.0%の引上げを行うことが適当であるという結論に至った。

### (3) 朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額

審議の中では、県内人口類似市の平均額を基に意見が交わされたが、令和6年1月から3月の政務活動費の執行率が、交付額の約84パーセントである状況等を踏まえ、当分の間は政務活動費の額を据え置くことが適当であるという結論に至った。

### (4) (1)～(3)について、改定の必要がある場合、その実施時期は、いつからが適当か。

今後の議会日程や予算措置等を考慮する必要があるという意見があり、朝霞市議会の議員の議員報酬の額及び市長、副市長及び教育長の給料の額については、令和7年4月1日に改定することで全委員の意見が一致した。

## 2 その他の事項への意見

### (1) 議会の議員の期末手当の支給月数

県内市の議員の期末手当の支給月数の状況等を参考に、市長、副市長及び教育長と同じく、支給月数を4.5月にすべきであるという意見があったが、議員は兼職が可能であり、市長、副市長及び教育長と違い常勤的な就労形態ではないことや、議員報酬の額を1.0%引き上げることで、期末手当の支給額も結果的に増加することを踏まえ、議会の議員の期末手当の支給月数については、据え置くことが適当であるとする結論に至った。